

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	411
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 ()	412
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 ()	413
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の廃止 (地域福祉推進課)	413
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 ()	414
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 ()	〃

公 告

○土地改良区役員の就退任届 (山城広域振興局)	〃
○都市計画区域区分の変更のための案の縦 覧 (都市計画課)	415
○建築士の免許の取消し (建築指導課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃

告 示

京都府告示第340号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
クスリのアオキ西舞鶴薬局	舞鶴市宇引土糠ヶ坪329	株式会社クスリのアオキ	令 5. 6. 1
医療法人健桂会 たいち整形 外科・リハビリ テーション クリニック	宇治市小倉町西浦98	医療法人健桂会	5. 5. 1
かわせみ調剤 薬局	伊勢田町南山52の 7 伊勢田ロイヤルハイ ツ1F	オンワード トラスト合 同会社	〃

さかね歯科医 院	向日市物集女町豆尾36の 12	坂根 悠司	5. 4. 1
訪問看護ステ ーションビブ レ長岡京	長岡京市神足北川原1の 8	株式会社B e B r a v e	5. 6. 1
訪問看護ステ ーションあつ と	八幡市男山金振1の9 ウエルズ21男山D号室	株式会社あ つと	5. 6. 5
グリーン薬局 くみにみ台	木津川市州見台3丁目8 の5 エミエール木津南 101	株式会社フ ァルマイニ シア	5. 6. 1
クスリのアオ キ男山薬局	与謝郡与謝野町字男山 126の2	株式会社ク スリのアオ キ	〃

京都府告示第341号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
たいち整形外科・リハビリテーションクリニック	宇治市小倉町西浦98	小松 太一	令 5. 4. 30

かわせみ調剤薬局	宇治市伊勢田町南山52の7 伊勢田ロイヤルハイツ1F2号室	メグコーポレート株式会社	5. 4. 30
坂根歯科医院	向日市物集女町豆尾36の12	坂根 克守	5. 3. 31



京都府告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
メグコーポレート株式会社	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	かわせみ調剤薬局	宇治市伊勢田町南山52の7 伊勢田ロイヤルハイツ1F2号室	令 5. 4. 30
医療法人晴風園	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	医療法人晴風園ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後43の4	5. 3. 31



京都府告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小出 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3F	令 5. 6. 1
大橋 亨	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の3 クレスビル1F	5. 5. 25
田中 勇輝也	たかつき訪問鍼灸院	高槻市緑が丘3の6の5の302	5. 5. 10



京都府告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
齊藤 晋也	鍼灸院縁	新 乙訓郡大山崎町下植野宮脇1の196	令 5. 5. 1
		旧 // // 円明寺西法寺47の1 ローズコートタニア228号	



京都府告示第345号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
クスリのアオキ西舞鶴薬局	舞鶴市字引土糠ヶ坪329	株式会社クスリのアオキ	令 5. 6. 1
医療法人健桂会たいち整形外科・リハビリテーションクリニック	宇治市小倉町西浦98	医療法人健桂会	5. 5. 1
かわせみ調剤薬局	伊勢田町南山52の7 伊勢田ロイヤルハイツ1F	オンワードトラスト合同会社	〃
さかね歯科医院	向日市物集女町豆尾36の12	坂根 悠司	5. 4. 1
訪問看護ステーションビブレ長岡京	長岡京市神足北川原1の8	株式会社Be Brave	5. 6. 1
訪問看護ステーションあつと	八幡市男山金振1の9 ウエルズ21男山D号室	株式会社あつと	5. 6. 5

グリーン薬局くみみ台	木津川市州見台3丁目8の5 エミエール木津南101	株式会社フアルマイニシア	5. 6. 1
クスリのアオキ男山薬局	与謝郡与謝野町字男山126の2	株式会社クスリのアオキ	〃

京都府告示第346号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
たいち整形外科・リハビリテーションクリニック	宇治市小倉町西浦98	小松 太一	令 5. 4. 30
かわせみ調剤薬局	伊勢田町南山52の7 伊勢田ロイヤルハイツ1F2号室	メグコーポレート株式会社	〃
坂根歯科医院	向日市物集女町豆尾36の12	坂根 克守	5. 3. 31

京都府告示第347号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
メグコーポレート株式会社	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	かわせみ調剤薬局	宇治市伊勢田町南山52の7 伊勢田ロイヤルハイツ1F2号室	令 5. 4. 30
医療法人晴風園	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	医療法人晴風園ほうゆうリハビリテーション病院	城陽市寺田垣内後43の4	5. 3. 31

京都府告示第348号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定年月日
小出 陽子	まごころ鍼灸マッサージ院 烏丸五条院	京都市下京区北町181 第五キョートビル3 F	令 5. 6. 1
大橋 亨	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65の 3 クレスビル1 F	5. 5. 25
田中 勇輝也	たかつき訪問鍼灸院	高槻市緑が丘3の6の5 の302	5. 5. 10



京都府告示第349号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変 更年月日
齊藤 晋也	鍼灸院縁	新 乙訓郡大山崎町下植野 宮脇1の196	令 5. 5. 1
		旧 〃 〃 〃 〃 〃 〃 西法寺47の1 円明寺 コートタニア228号 ローズ	

公 告

木津川市加茂土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市加茂町里西上田42の2	赤 穂 達 郎
〃 〃 大野北出畑21	森 嶋 誠
〃 〃 北鴨村41の1	近 橋 義 裕
〃 〃 北岩尾10の1・10の2・ 13合地	村 上 哲 夫
〃 〃 西小峰畑61	竹 谷 良 之
〃 〃 北下手北下手127	坂 本 裕 久
東大阪市西岩田3丁目1の15の501	松 田 智

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市加茂町里中門伝17の2	北 林 隆 雄
〃 〃 例幣部屋軒11	山 崎 徳 一

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
木津川市加茂町里東里1	植 田 成 次
〃 〃 高田下ノ平28の1	千 田 高 司
〃 〃 駅東四丁目4の9	兔 本 忠 良
〃 〃 大野刈谷54	森 井 節 雄
奈良市尼辻町乙456の6	松 本 清 英
木津川市加茂町南下手湯屋尻38の2	竹 谷 雅 孝
〃 〃 尻枝下程城8	浦 辻 長 次

(2) 監事

住 所	氏 名
木津川市加茂町里中門伝17の2	北 林 隆 雄
〃 〃 例幣松ヶ辻19	中 岡 宣 彦



舞鶴都市計画区域区分を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

また、舞鶴市役所、舞鶴市役所西支所、舞鶴市役所加佐分室、舞鶴市中公民館及び舞鶴市南公民館においても当該都市計画の案を閲覧することができる。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 変更の対象となる土地の区域

舞鶴市の一部

(2) 市街化区域と市街化調整区域との区分を変更する土地の区域

舞鶴市大字上安小字穴谷、小字福谷、小字仲イナキ、小字ショブ、小字暮谷、小字シミズケ迫及び小字宮谷の各一部

2 縦覧場所

京都府建設交通部都市計画課及び京都府中丹東土木事務所

3 縦覧期間

令和5年6月27日から令和5年7月11日まで



建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 5. 6. 14	川上 知亮	二級建築士	第15446号	第3号該当
〃	〃	木造建築士	第968号	〃



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年6月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市神足拾貳17の1
（関連区域）
長岡京市神足拾貳17の2の一部、市有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市南区唐橋井園町38の16
株式会社健祥